

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条により

- ★ 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならない

とされています。

国の設定の考え方・ポイントとしては、

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することができる。

とされています。

教育・保育提供区域の設定にあつて留意する点としては、

|        | 留意点   |
|--------|---|
| 事業計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○量の見込みにあたっては区域ごとに設定し、それに対応できる供給体制の確保が必要となる。</li> <li>○平成 29 年度末までに、量の見込みに対応する整備をすることをめざすとされている。</li> <li>○小単位で区域を設定すると、仮に宅地開発やマンション建設などが進んだ場合の影響が大きい。</li> </ul> |
| 施設の利用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者は、住所地の属する区域に関わらず、全市の施設等を利用することが可能。</li> </ul>  |
| 施設等の認可 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）のバランスにより客観的に判断される。</li> </ul> <p>例) ①需要が供給を上回る場合→適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可<br/>②需要が供給を下回る場合→受給の調整が行われる</p>                                  |



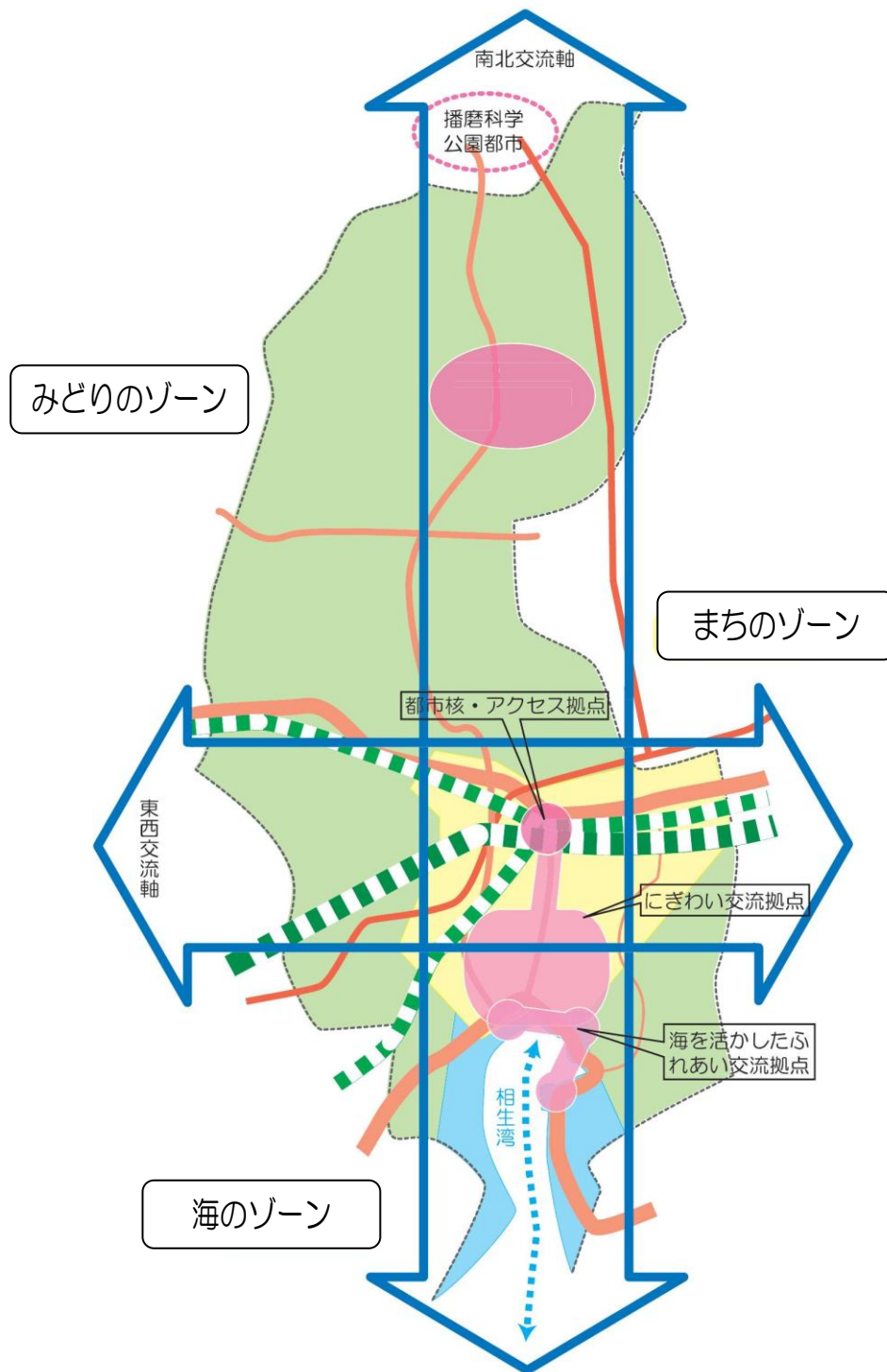
**設定にあたっては、柔軟に対応できる一定の広さが必要では**

## 2. 相生市の他計画の区域割

### (1) 総合計画

総合計画における都市空間形成の方向として、「土地利用ゾーン」として3つに区分けし、都市軸を南北・東西に設定し、4か所の交流拠点を設定しています。

総合計画における将来構想図



## (2) 相生市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

介護保険事業計画においては、地域密着型サービスの整備等の設定にあたって、日常生活圏域が設定されています。

日常生活圏域の設定にあたっては、第3期計画策定時に中学校区を単位として「旧相生中学校区」「旧那波中学校区」「双葉中学校区」「矢野川中学校区」の4地域を日常生活圏域として設定し、この圏域設定を継続されている状況です。

日常生活圏域ごとの人口、高齢化の状況

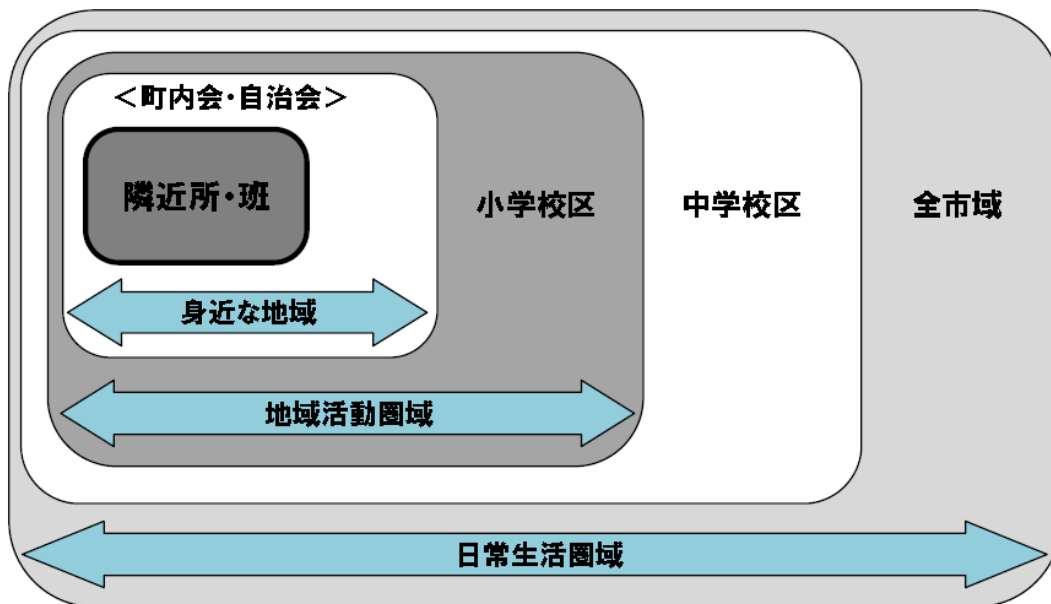
(平成23年10月末現在)

|         | 人口<br>(人) | 高齢者人口<br>(人) | 高齢化率<br>(%) | 備考   |
|---------|-----------|--------------|-------------|--|
| 旧相生中学校区 | 2,677     | 1,134        | 42.4        | 相生地区、大谷町、川原町、野瀬、葛ヶ浜、鯛浜、坪根  |
| 旧那波中学校区 | 8,875     | 2,622        | 29.5        | 緑ヶ丘地区、青葉台、山崎町、西谷町、佐方地区、千尋町、桜ヶ丘町、大島町、那波地区、竜泉町                           |
| 双葉中学校区  | 15,141    | 3,741        | 24.7        | 旭地区、本郷町、大石町、陸、陸本町、栄町、池之内、山手、汐見台、菅原町、ひかりが丘、垣内町、向陽台、双葉地区、赤坂地区、古池地区、那波野地区 |
| 矢野川中学校区 | 4,778     | 1,548        | 32.4        | 若狭野町、矢野町   |
| 計       | 31,471    | 9,045        | 28.7        |  |

資料：相生市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

## (3) 地域福祉計画

地域福祉計画において、「相生市での地域のイメージ」が示されています。



### 3. 相生市の教育・保育の提供区域

提供区域の設定にあたって、ポイントをまとめると

- 地理的条件、人口、交通事情を総合的に勘案する。
- 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
- 小単位で区域設定すると、宅地開発等が進んだ場合の影響が大きい。
- 受給と供給のバランスが問われており、人口減少地域において、受給が供給を下回れば、需給調整が行われる。
- 本市の状況として、小学校区は7校区に、中学校区は3校区に分けられる。
- 総合計画や介護保険事業計画をみると、分けとしては大きく3～4に分けられており、地域福祉計画では、地域のイメージで、全市域を日常生活圏域としている。

これらを踏まえると、教育・保育の提供区域は「全市を対象とした1区域」か「中学校区を単位とした3区域」のどちらかが望ましいと考えられます。

相生市の状況

|        |       | 全市                       | 那波中学校                   | 双葉中学校           | 矢野川中学校 |
|--------|-------|--------------------------|-------------------------|-----------------|--------|
| 人口     | 総人口   | 31,033                   | 11,364                  | 15,040          | 4,629  |
|        | 0-5歳  | 1,375                    | 456                     | 800             | 119    |
|        | 6-11歳 | 1,361                    | 461                     | 741             | 159    |
| 小学校    | 7校    | 相生小学校<br>那波小学校<br>青葉台小学校 | 双葉小学校<br>中央小学校          | 若狭野小学校<br>矢野小学校 |        |
| 保育所    | 5園    | 相生保育所<br>八幡保育所           | 平芝保育所<br>ゆりかごの家         | 矢野川保育所          |        |
| 幼稚園    | 6園    | 相生幼稚園<br>あおば幼稚園          | 平芝幼稚園<br>中央幼稚園<br>山手幼稚園 | 矢野川幼稚園          |        |
| 認定こども園 | 1園    |                          | テレジア幼稚園                 |                 |        |

(平成25年3月31日現在)